平成２９年度　第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　平成２９年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　平成３０年３月２０日（火）午前１０時から正午

３　**開 催 場 所**　千葉市議会棟　３階　第２委員会室

４　**出　席　者【委員】**

中澤潤委員（専門分科会長）、秋葉忠雄委員、池田孝子委員、大木三雄委員、小野満佐子委員、岸憲秀委員、木村秀二委員、雑賀ますみ委員、佐藤愼二委員、玉山トミ子委員、中溝明子委員、中谷房子委員、森智穂委員

【事務局】

山田こども未来局長、佐々木こども未来部長、始関こども企画課長、
木澤健全育成課長、宮葉こども家庭支援課長、内山幼保支援課長、
鈴木幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、岡﨑幼保運営課長、
五藤幼保運営課保育所指導担当課長、古川幼保運営課職員担当課長、伊藤児童相談所長、山口児童相談所相談・虐待対策担当課長、髙木こども企画課課長補佐、三枝こども家庭支援課課長補佐、上田幼保支援課課長補佐、松永幼保運営課課長補佐

５　**議題及び報告事項**

議題　（１）千葉市こどもプランの中間見直しの結果について
（２）里親認定の適否について

報告事項　（１）特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について
（２）平成３０年度こども未来局　主な新規・拡充施策について
（３）平成２９年度設置認可部会の開催状況について
（４）平成２９年度処遇検討部会の開催状況について
（５）里親の辞退について

６　**議事の概要**

議題

（１）千葉市こどもプランの中間見直しの結果について

事務局から、千葉市こどもプランの中間見直しの結果についての説明があり、事務局案を了承として答申することを決定した。

（２）里親の適否について【非公開】

事務局から、５件の里親候補者について説明があり、審議の結果、「適格」として答申することを決定した。

報告事項

（１）特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について

事務局から特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について報告があり、了承された。

（２）平成３０年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

事務局から平成３０年度こども未来局　主な新規・拡充施策について報告があり、了承された。

（３）平成２９年度設置認可部会の開催状況について

事務局から、平成２９年度設置認可部会の開催状況について報告があり、了承された。

（４）平成２９年度処遇検討部会の開催状況について

事務局から平成２９年度処遇検討部会の開催状況について報告があり、了承された。

（５）里親の辞退について【非公開】

事務局から、２件の里親の辞退について報告があり、了承された。

７　会議の経過

髙木補佐：　大変お待たせいたしました。ただいまから平成29年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきますこども企画課課長補佐の髙木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

まず座席表と千葉市こどもプラン、冊子になります。資料１、千葉市こどもプランの中間見直しの結果について、資料２、里親認定の適否について、資料３、特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について、資料７、里親の辞退について、以上の資料を配付してございます。

資料１及び資料３につきましては事前に送付させていただいておりますが、差しかえ及び追加資料がありますので、机上の資料をお使いいただきますようにお願いいたします。また、次第、委員名簿、資料４から資料６につきましては、事前に送付させていただいたものをご覧ください。

不足等がございましたら、事務局からお渡しいたしますので、お申しつけください。

なお、千葉市こどもプラン、資料２の里親認定の適否についてと資料７の里親の辞退についてにつきましては、会議終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

当会議の公開及び議事録の公表でございますが、里親及び里子に関する事項につきましては、平成12年11月の児童福祉専門分科会におきまして、原則非公開の決定をいただいております。これに従い、議題（２）里親認定の適否について、報告事項（５）里親の辞退についてに関しましては非公開とさせていただきます。

本日は、当分科会委員の過半数以上の方に出席いただいておりますので、社会福祉審議会条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それではまず初めに、こども未来局長の山田より御挨拶を申し上げます。

山田局長：　おはようございます。こども未来局の山田でございます。

本日は、年度末の御多忙の中、また足元のお悪い中、第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろより児童福祉はもとより、市政各般にわたりまして、御協力、御尽力いただいておりますことを心より感謝申し上げます。

今、国のほうでは、我々の仕事をめぐる動きが、幼児教育、保育の無償化を初め、新しい社会的養育ビジョン、一億総活躍社会の実現、そして働き方改革と、こういうものが議論されておりまして、矢継ぎ早に決まっておりますけれども、基礎自治体として、我々、現場をよく知る者としては、もう少し我々の意見を聞いていただきたいなという思いをしながら、これから詳細なものが決まっていくことについては、国に対して要望していきたいと考えております。

本日の議題でございますが、多かれ少なかれ今の国の動きに沿ったものの

議題でございますので、専門的見地から忌憚なき御意見をいただければと思います。まとまりませんが、本日はよろしくお願いいたします。

髙木補佐：　では、これより議事に入らせていただきます。

中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題　（１）千葉市こどもプランの中間見直しの結果について

中澤会長：　おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。それでは、早速ですけれども、議題に入らせていただきます。

議題（１）の千葉市こどもプランの中間見直しの結果について、事務局から説明をいただければと思います。

始関課長：　おはようございます。こども企画課、始関でございます。私から千葉市こどもプランの中間見直しにつきまして御説明をさせていただきます。失礼ながら座って御説明させていただきます。

このこどもプランでございますが、前回、昨年10月に開催いたしました第１回の当分科会におきまして、中間見直しの基準について御審議いただいたところでございます。本日は、中間見直しの最終案を当分科会で御承認いただき、次年度以降の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、こどもプランの中間見直しにつきまして御説明をさせていただきます。

資料１の表紙をおめくりいただきまして、資料１－１、千葉市こどもプラン中間見直しについてをご覧ください。

まず、見直しの実施の背景でございますが、こどもプランは、子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者健全育成及び支援についての計画、ひとり親家庭自立支援計画及びこどもの参画推進計画を一体的なものとして、平成27年度から31年度までの５年間の計画として、平成27年３月に策定いたしました。

こどもプランは毎年度、目標事業量や取り組み内容を点検・評価するとともに、計画中間年度を目途に、必要に応じて見直しを行うこととしております。今年度が計画の中間年度に当たることから、社会経済情勢の変化や過去

２年間の実績を踏まえ、目標事業量や取り組み内容等につきまして見直しを図るものでございます。

なお、第１章に掲載しております子ども・子育て支援事業計画につきましては、国から市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための作業の手引きにより、四角囲みの中に記載しております見直しの基準が明確に示されております。

また、その上に記載してございますとおり、平成29年６月には子育て安心プランが公表され、平成32年度末までの待機児童の解消、女性の就業率80％に対応できる保育の受け皿の整備を推進することが示されております。

なお、当手引きにおきまして、地域子ども・子育て支援事業、いわゆる13事業と呼ばれているものですが、こちらにつきましても、教育・保育の提供の見直しにあわせ、必要に応じて見直しを行うこととされております。

次に児童数の推移の見直しでございますが、本市では、人口推計の見直しを行いましたので、残りの計画期間の０歳から11歳までの児童数の推移につきまして反映いたしました。また、平成27年度から平成29年度につきましては実績値に置きかえております。

２ページ目をご覧ください。

２の見直しの方向性でございますが、第１章の教育・保育の提供につきましては、本市における量の見込みは潜在的なニーズが顕在化したピーク値で設定しておりますため、１ページ目の国が示す見直し基準の、平成28年４月１日時点の支給認定区分ごとの実績値と計画値が10％以上乖離しているということによる機械的な見直しは行わないことといたします。しかしながら、女性の就業率の上昇に伴い、今後もさらなる保育利用率の上昇が見込まれるため、待機児童の解消を図るとともに、将来的な女性の就業率80％を見据えた供給量を確保するため、見直しを行うことといたします。

次に、第１章の地域子ども・子育て支援事業及び第２章以降のその他事業つきましては、前回の当分科会において御審議いただきました、下の四角囲みにございます見直しの理由に該当する事業につきまして、見直しを行うことといたします。

該当する事業につきましては、次の３ページ目に掲載しております18事業に教育・保育の提供をプラスしまして、全部で19事業を見直すことといたし

ます。表の右には、見直しの理由のどの項目に該当するかを記載してございます。

なお、本計画の第１章に掲載しております教育・保育と１番目の放課後児童クラブから10番目の夜間保育事業につきましては、昨年11月に開催いたしました子ども・子育て会議におきまして、一部数値が変更となりました事業を除き、既に御承認いただいておりまして、本分科会では報告事項となります。

４ページをご覧ください。

それでは、見直しを行う19事業について御説明をさせていただきます。

まず第１章子ども・子育て支援、教育・保育の提供です。

見直しの内容の（１）量の見込みについてですが、先ほど申し上げました女性の就業率80％に対応できるよう、３号認定の１、２歳児童及び２号認定の保育利用児童数の見直しを行っております。

まず、３号認定のうち１、２歳児についてですが、策定当初は平成31年度に保育利用率41.8％を目指しておりましたが、平成34年度末までの５年間で60％を達成できるよう、段階的に保育利用率を上昇させた量の見込みを設定いたします。

具体的な数値でございますが、５ページの教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】をご覧ください。

左側の表がこどもプラン策定当初の数値でございまして、右下の表が見直し後の数値となっております。

表の下、太線で囲んでございますが、平成31年度の３号認定の１、２歳児の策定時の量の見込み5,935人、これを右の表、6,336人に見直しいたします。また、右側の見直し後の表に32年度とありますが、本計画は31年３月31日までとなりますが、31年度整備分の確保方策の暫定値を示すため、32年４月１日の数値を示しております。

また、２号認定の保育利用につきましても、１、２歳児の量の見込みが上昇するのと同じ割合で増加することが見込まれるため、量の見込みの見直しを行っております。31年度の２号認定の保育利用の量の見込みでございますが8,576人、これを8,880人に見直しいたします。

次に（２）確保方策につきましては、先ほど御説明いたしました見直し後

の量の見込みに対応した確保方策を平成32年度末までに整備することとしております。

具体的には、太線で囲んでございます31年度の３号認定の１、２歳児では、策定時5,937人としておりましたが、これを6,051人に見直しいたします。

また、２号認定の保育利用では、31年度で9,376人ですが、これを１万58人に見直しいたします。

次に、６ページをお開きください。放課後児童クラブでございます。

この事業は、千葉市では子どもルームと呼んでおりますが、低学年の待機児童対策として、平成28年度から30年度までの緊急３カ年対策を策定し、約1,220人分の受け皿を拡大するため、施設整備を行っております。このことを踏まえまして、量の見込みにつきましては実績値に過去３年の平均伸び率を掛けて算出いたしました。

具体的には、30年度の低学年で量の見込みは6,791人から8,211人に、31年度では6,906人から8,528人に見直しを行います。

また、確保方策につきましては、見直し理由の②、他の計画との整合性を図る必要があることから、本市の市政運営の中長期的な指針となります基本計画に基づき、平成30年度から32年の新規事業や拡充事業を中心に具体的に示します第３次実施計画（案）の整備予定を踏まえまして、低学年では、30年度で7,154人から8,887人に、31年度で7,154人から9,187人に見直しを行います。

なお、高学年ではマイナスの値が出ておりますが、低学年ルームで受け入れていく予定でございます。

次に、７ページの一時預かり事業（幼稚園型以外）でございます。これは、家庭におきまして保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業でございます。

こちらは量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、利用をお断りしている件数を含めた実績値をもとに、30年度の量の見込みを18万3,696人から７万2,039人に、31年度の量の見込みを17万7,219人から７万2,039人に見直しを行います。

また、確保方策につきましては、見直し後の量の見込みと実施計画に基づ

く新規園の整備予定を踏まえまして、30年度の確保方策を17万6,346人から６万8,613人に、31年度の確保方策を18万9,630人から７万2,783人に見直しを行います。

次にその下、ファミリー・サポート・センターですが、これは、子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と、当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業でございます。

こちらは、特に就学児の量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたことから、就学児と未就学児の実績値の比率を出しまして、これを未就学児の量の見込みに掛けて算出いたしました。30年度の就学児の量の見込みを１万5,239人から8,577人に、31年度の量の見込みを１万5,023人から8,280人へ見直しを行います。

また、確保方策につきましても、量の見込みに対応した事業量に見直しを行います。

次のページをお願いいたします。病児保育事業でございます。これは、病気などで保育所などに預けることができない児童について、診療所に併設した施設で一時的に保育等を行う事業でございます。

こちらは、量の見込みはそのままでございますが、確保方策を実施計画に基づき、31年度末までの新規施設の開設で見直しを行ったことを踏まえまして、30年度で１万416人から１万788人に、31年度では１万2,276人から１万1,532人に見直しを行います。

次に地域子育て支援拠点事業ですが、これは、乳幼児や保護者が交流する場を開設し、子育てについての相談、情報提供などの支援を行うもので、子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センターで20カ所ございます。

今後は、施設の増設は行わず、保育所や地域ボランティア、子育てサークルとの協働等により、保護者ニーズに対応していくこととしたため、30年度の確保方策を23カ所から20カ所に、31年度の確保方策を24カ所から20カ所に見直しを行います。

なお、今回は30年度と31年度の見直しとなりますので、29年度につきましては確保方策が22施設となっておりますが、このままといたしまして、次年

度に29年度の進捗管理を行うこととなりますが、確保方策を22として進捗状況の報告を行ってまいります。

９ページをお願いいたします。

利用者支援事業でございます。これは、本市では子育て支援コンシェルジュと呼んでおりますが、現在、全６区の保健福祉センターに１名ずつ配置し、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の情報提供や、相談、助言等を行うとともに、関係機関との連携調整等を実施しているところでございます。

策定当初は29年度から各区２名体制を予定しておりましたが、実施計画により、試行的に２区で配置を増やすことといたしましたので、30年度の確保方策を12カ所から７か所に、31年度の確保方策を12カ所から８カ所に見直しを行います。こちらにつきましても、29年度の見直しは行わないことといたします。

次に子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）でございます。本市ではショートステイと呼んでおりますが、これは、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等に短期入所させ、必要な養育を行うものですが、量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、これまでの実績値をもとに伸び率を掛け、30年度及び31年度の量の見込み及び確保方策を1,103人から691人に見直しを行います。

次のページをお願いいたします。

子育て短期支援事業（夜間養護等事業）でございます。本市ではトワイライトステイと呼んでおりますが、これは夜間や休日に児童養護施設等において必要な養育を行うものでございますが、こちらも量の見込みと実績値の間に大きな乖離が見られたため、これまでの実績値をもとに30年度及び31年度の量の見込み及び確保方策を2,175人から1,209人に見直しを行います。

次に休日保育事業でございます。日曜、祝日、年末の保育需要に対応するためのものでございますが、利用ニーズに応えるために、実施計画に基づき、30年度の目標値を７カ所から８カ所に、31年度の目標値を７カ所から９カ所に見直しを行います。

次に夜間保育事業ですが、これは、夜間の保育需要に対応するためのもので、本市では国が示す夜間保育事業としては実施しておりませんが、現在３園の認可施設におきまして22時までの延長保育を実施しておりまして、ニー

ズは充足していると考えておりますので、夜間保育事業としては実施しないこととし、計画としての進捗管理はしないことといたします。

第１章の子ども・子育て支援事業計画につきましては以上となります。

続きまして、11ページをお願いいたします。ここからが当分科会で御審議いただく内容となります。

第４章子ども・若者の健全育成の子ども・若者モニター事業でございます。これは、モニター登録した子ども・若者から青少年の健全育成に関する意見をもらい、事業推進の参考としていくものでございますが、成人を祝う会運営協議会や青少年の日フェスタ等におきまして、若者から意見聴収の機会を設けることが可能であると判断したため、本事業は実施しないことといたします。

次に、第６章子ども・若者の居場所づくりの子どもルームの拡充でございます。こちらは、先ほど放課後児童クラブで見直しの内容を御説明しておりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

なお、先ほどは低学年と高学年で分けて記載をしておりましたが、こちらでは児童数及び施設数とも合計値で記載しております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

第７章ひとり親家庭の自立支援の推進の制度対象者への情報提供等でございます。これは、制度の対象者に対し、必要な情報をきめ細やかに提供する体制の充実・整備を図るものでございます。こちらは、国が進めるマイナンバー制度のマイナポータルにおけるプッシュ型通信を想定しておりましたが、新たなお知らせサービスの導入や、ＳＮＳツールの活用等が全庁的に検討されていることから、メールに限らず、より効果的な情報提供を図ることとしたため、実施時期を29年度から30年度に見直しを行います。

次に日常生活支援でございます。一時的に援助が必要なひとり親家庭等に生活支援員を派遣し、家事・育児の援助等を実施するものでございますが、制度改正により、未就学児を養育しているひとり親家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合などに、定期的な生活援助等が受けられるようになったことから、取り組み内容の表記を見直しいたします。

13ページをお願いいたします。

次に情報交換事業でございますが、これは、お互いの悩みを打ち明け、相

談し合う場づくりを行うものでございます。

策定当初は29年度から事業を実施することとして、実施内容を協議・検討としておりましたが、既存事業として実施しておりますグループ相談会等と目的・内容が重複する部分があるため、これを整理・拡充して実施することが適当との結論に至り、再検討・調整の期間を要することから、実施時期を29年度から30年度に見直しをいたします。

次に、第８章児童虐待防止対策の充実の要保護児童対策及びＤＶ防止地域協議会システム導入でございますが、これは、ケース情報等をデータベース化し、リアルタイムでの情報共有を行うためにシステムの導入を検討するもので、29年度にシステム導入を行う予定でございましたが、市全体の庁内ネットワークの更新が31年度を予定しておりまして、これに合わせてシステムを導入することといたしましたので、導入時期を29年度から31年度に見直しを行います。

14ページをお願いいたします。

第９章社会的養護体制の充実の乳児院の小規模化でございますが、これは、家庭的養護を推進するため、処遇単位の小規模化を推進するものでございます。

策定当初は29年度より実施することとしておりましたが、29年８月、国の新しい社会的養育ビジョンで、乳児院の多機能化や機能転換など、新たな考え方が示されましたので、本ビジョンとの整合性を図るため、国の動向に注視し、平成32年度から実施する予定とし、30年度及び31年度の目標値を100％からゼロ％といたします。

次に児童養護施設等退所児童支援についてですが、児童養護施設等を退所した児童の援助のあり方について、関係機関と協議・検討するものでございます。

これは、平成28年度から千葉県と共同で退所児童等アフターケア事業を開始いたしましたので、取り組み内容を共同事業の内容に変更をいたします。

最後に、第11章社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に関する支援の子ども・若者総合相談センター運営事業でございます。こちらは所管課を青少年サポートセンターから健全育成課へ変更いたします。

説明は以上となりますが、15ページ目以降には、第１章の教育・保育や、

地域子ども・子育て支援事業の各区ごとの数字を整理してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見などございますでしょうか。

中溝委員：　９ページの児童養護施設を利用したショートステイのところだったと思うんです。30年と31年でかなり数字を下げると理解したんですけれども、これは地域のニーズがないからなのか、それとも地域のニーズと現状の施設の体制がマッチしていないがゆえに、利用数が伸びないのか、どちらの要因で計画どおりにいかなかったのかなと千葉市さんは分析されているのかなと思いまして、私も全部のこういったショートステイを知っているわけではないんですけれども、幾つかの施設さんのほうでは、いつ来るかわからないものに対して、職員を張りつけておけるだけの予算はついていない、お金がない。なので、養護施設の中の人間のやりくりだとかで対応していかなければいけないので、急に申し込みがあって、すぐ対応できるかというと、なかなかちょっと難しくてと、結構運営に当たってとても難しいというお話を聞いたことがあるんです。

施設の中での設備自体はとてもちゃんと整っていて、いつでも人が来て大丈夫のようにはなっているんですけれども、現実、いつ来るかわからないというテンポラリーな人たちをいつでも受け入れられるよというだけの人員が、本当に確保できているのかなという疑問が正直ありました。なので、ここの数値を見直すに当たっての、本当に利用者さんのニーズというところのどれぐらい調査というか、千葉市さんのほうでは把握されているのか。私も実態がわからないので、そのあたり、千葉市さんでの認識を教えていただければと思います。

宮葉課長：　こども家庭支援課でございます。こちらにつきましては、委員おっしゃられるように、施設職員の配置状況によりまして、受け入れが困難でお断りしているケースが多々あると聞いてございます。実際に見直しに当たりまして、そういう状況にあるということを聞いたわけでございます。実態として、どれぐらいお断りのケースがあるかというところの調査を今時点で行っておりませんでしたので、今回の見直しでは実績をもとに算出してございますけれども、次期計画の策定の際には、お断りしているとかそのあたりの状況をし

っかり調査しながら、現状を適切に調査を行っていく予定でございます。

木村（秀）委員：　関連の点について意見を申し上げさせていただいて、ファミリー・サポート・センター、７ページと、こちらのこどもプランですと44ページです。

見直しを取り上げていただいたことは大変感謝しておるところでございますけれども、44ページの基本的な考え方というところの、基幹施設である子育て支援館の指定管理の更新に合わせてということですが、基本的に指定管理事業には、ファミリー・サポート・センター事業は見合わないと我々は考えておりまして、委託事業のほうへシフトしていくことをお考えいただき、その方向で検討していっていただきたいというのが私の意見でございます。

それはどうしてかといいますと、この表には載ってはいませんが、提供会員といいまして、サービスを提供してくれる会員さんたちが地域で結構お年寄りになってきまして、減っていきます。それから、地域の様子も、ここ10年、15年ぐらいこの事業を、市で直接やっていたものが指定管理になっていますので、指定管理じゃなくて委託事業にしていかないと、ほかの有料ファミリー・サポート事業との整合性とか、提供会員をずっと確保していくためには、指定管理よりも委託事業のほうが望ましいというのが意見でございますので、御検討をお願いいたします。

中澤会長：　今のような御意見が出ておりますけれども。

山田局長：　木村委員から今御指摘のありましたファミリー・サポート・センターですけれども、事業的にも当初は委託事業で考えていまして、建物管理ですとか、そういった施設の管理的な業務ではないので、委託業務にしていくという方向で関係部局と検討してみたいと思います。

人数の増に従って１カ所でいいのかということもありますし、そういうことも含めて、ファミリー・サポート・センターというのはお互い様、助け合いの事業で、非常にいい事業ですが、適正規模ですとか適正人数ですとか、また事故があってはまずい事業ですので、その辺を次期計画の中でしっかり検討していきたいと思います。また、そのときは詳しくお話を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございます。何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。それでは、事務局案のとおり決定いたします。

次の議題ですけれども、里親認定の適否については非公開ということですので、順番を変更させていただきます。

報告事項（１）特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について

中澤会長：　先に報告事項（１）特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

岡﨑課長：　幼保運営課の岡﨑でございます。私からは特定教育・保育施設等重大事故検証部会の設置につきまして御報告をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、資料３と資料３－２をお手元にお願いいたします。

本件につきましては、前回の分科会におきまして御審議をいただいたところですけれども、保育施設等で死亡等の重大事故が発生した場合に、その原因の分析、あるいは再発防止策を検討することを目的といたしまして、資料３の下のほうの組織図にありますとおり、当分科会の下に新たな部会を設置するものでございます。この部会設置に伴う条例改正が今議会で可決されましたので、今後、重大事故が発生した場合については、その都度、この部会を立ち上げて検証を行うことになります。

実際に事故が起きた際の具体的な運営方法につきましては資料３－２をご覧ください。

まず検証内容に関してですけれども、これについては関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にした上で、死亡事故その他の重大事故の経過に関すること、死亡事故その他の重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること、その他検証に必要と認められること、以上を検証することとしております。

部会の組織に関してですけれども、当分科会の委員及び臨時委員で、下記に該当する委員をもって構成することとしております。児童福祉専門分科会の会長、小児医学に関する知見を有する委員、人権及び法律に関する知見を有する委員、保育事業に従事しかつ保育事業の運営等に対して知見を有する

委員、幼稚園事業に従事しかつ幼稚園の運営等に関して知見を有する委員、また、必要に応じて、検証事案に関して専門的知見を有する委員及び臨時委員を加えることとしております。

次に、会議の公開に関してです。会議そのものについてはプライバシー保護の観点から非公開といたしますけれども、最終的に再発防止策等をまとめた報告書につきましては、プライバシーに配慮した上で広く公開して、市、各保育施設での取り組みに生かしていくこととしております。

ちょうどタイムリーだったんですけれども、今月、３月９日に千葉県の重大事故検証委員会が、一昨年発生した認可外の死亡事故について報告書を発表いたしまして、これをホームページに掲載しております。本市の場合についても同様の対応を想定しております。

簡単ですが、私からは以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

では、このような形にさせていただきます。ありがとうございます。

報告事項（２）平成３０年度こども未来局　主な新規・拡充施策について

中澤会長：　次に、報告事項（２）平成30年度こども未来局主な新規・拡充施策について、事務局から説明をお願いいたします。

佐々木部長：　こども未来部の佐々木でございます。

それでは、平成30年度こども未来局の主な新規・拡充施策について、資料４に基づきまして御説明をさせていただきます。恐れ入ります、座って説明させていただきます。

子どもルーム整備・運営でございます。予算額は30億6,325万8,000円でございます。就労などにより昼間家庭に保護者がいない児童を対象に放課後の遊びや生活の場を提供するもので、待機児童解消に向け、施設整備を８カ所、実施設計を１カ所行います。

次に放課後児童健全育成事業補助でございます。予算額は2,700万2,000円でございます。民間事業者が実施する放課後児童健全育成事業の安定的な運営を確保し、児童の健全育成を図るため、運営費の一部を助成するもので、

対象事業者数を２カ所拡充いたします。

次に児童養護施設等研修助成でございます。予算額は272万9,000円でございます。児童養護施設などにおいて児童の処遇の充実を図るため、職員研修に要する費用を助成いたします。

次に自立援助ホーム心理職配置助成でございます。予算額は213万4,000円でございます。自立援助ホームにおいて入所児童の自立を促進するため、心理担当職員の配置に要する費用を助成いたします。

次に弁護士による養育費相談でございます。予算額は64万4,000円でございます。ひとり親家庭の母などの養育費の確保を支援し、ひとり親家庭の自立を促進するため、弁護士による離婚前後の養育費の取り決めなどの法律相談を実施いたします。

２ページをお願いいたします。

遺児等のグリーフケアでございます。予算額は41万円でございます。グリーフとは深い悲しみを意味し、親と死別した児童やその保護者などの深い悲しみや喪失感を軽減、支援するもので、専門機関によるカウンセリングを実施いたします。

次に社会的養護自立支援でございます。予算額は458万3,000円でございます。児童養護施設入所者などの自立を促進するため、措置解除後も支援を要する者について、22歳の年度末までの支援を行うもので、支援内容として居住費支援・生活費支援を加えるものでございます。

次に未成年後見人支援でございます。予算額は290万3,000円でございます。親権者のいない児童などの権利利益を擁護するため、未成年後見人に対する報酬などを助成するもので、助成対象を拡大するものでございます。

次に児童扶養手当支給でございます。予算額は29億3,773万円でございます。ひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため手当を支給するもので、全部支給対象の所得制限限度額を引き上げるものでございます。

次に児童相談所管理運営でございます。予算額は１億8,609万9,000円でございます。児童に関するさまざまな問題について家庭その他からの相談に応じ、援助・指導を行います。一時保護児童数の増加などへ対応するため、居室の増設に向けた実施設計を行います。

３ページをお願いいたします。

次に里親制度の推進でございます。予算額は2,000万円でございます。里親制度の推進を図るため、これまでのＮＰＯへの業務委託内容を見直し、養育里親のリクルートから里親委託後の支援までを包括的に実施いたします。

次に子ども・子育て支援新制度給付対象施設の整備でございます。予算額は10億円でございます。待機児童解消に向け、民間保育園の整備、幼稚園の認定こども園移行支援などに係る費用を助成するもので、合計48カ所、1,176人分を整備いたします。

次に民間保育園等整備賃借料補助でございます。予算額は6,840万9,000円でございます。保育ニーズが特に高い地域において、一定以上の賃料の物件について、開園前及び開園後５年間の賃借料に対し助成をいたします。

４ページをお願いいたします。

次に病児・病後児保育でございます。予算額は１億4,258万1,000円でございます。病気回復期にあるため保育所などに通えない児童などを預かり、保護者の子育てと就労を支援するもので、実施施設を１カ所増設いたします。

次に子育て支援コンシェルジュでございます。予算額は1,958万7,000円でございます。保育施設などの利用及び子育て支援全般に関するよりきめ細やかな情報提供や相談受付の体制強化を図るため、子育て支援コンシェルジュを１名増員いたします。

次に男性保育士の活躍推進でございます。予算額は650万円でございます。公立保育所における労働環境の改善を図るため、更衣室兼休憩スペース及びトイレの男女分離化を行うものでございます。

次に私立幼稚園就園奨励費補助でございます。予算額は15億28万2,000円でございます。保護者の経済的負担を軽減し、幼児教育の振興を図るため、就園奨励費を支給するもので、幼児教育の無償化に向けた取り組みを推進するため、国制度に合わせて保護者負担の軽減を行うものでございます。

５ページをお願いいたします。

次に保育の質の確保でございます。予算額は3,863万5,000円でございます。保育施設の増加に対応するため、巡回指導員を増員し、保育の質の確保・向上を図るものでございます。４番にサバティカル研修がありますけれども、サバティカルとは研究休暇を意味し、保育の現場から一定期間離れ、改めて保育について考え、モチベーションを高める機会として、市内の保育士養成

施設との連携によりまして実施をいたします。

最後に多様な保育需要への対応でございます。予算額は２億6,519万円でございます。保護者の就労形態の多様化などに伴う保育ニーズに合わせ、さまざまな保育メニューを提供いたします。一時預かりについて実施箇所数を３カ所拡充いたします。

平成30年度こども未来局の主な新規・拡充施策の説明につきましては以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

中溝委員：　里親制度の推進のところ、３ページの上のところで伺いたいんです。予算が大幅にアップしていまして、確かに昨年ですか、430万円では、これで何をしろというのだろうと正直思っていたところですけれども、今度大幅アップなので、具体的にこの予算でどういった活動がなされることが、これまでの違い、今年度との違いですか、確かに今年度もリクルートから委託後の支援まで、たしか委託内容に私は入っていたような気がしたんですが、入っていないですか。入っているように見えたんですけれども、具体的にどういった活動を想定してのアップなのか教えていただければと思います。

伊藤所長：　児童相談所です。今年度までは、基本的に広報啓発が中心でして、あと支援といいましても、今年度は学習ボランティアの支援ですとか、あとは企業さんのほうに行って、会社見学的なところの取っかかりといいますか、そういったものをやったところなんです。新しい社会的養育ビジョンが出まして、そういうことでは、あれに対応していくためには、今までのやり方では、養育里親を確保していかなくてはいけないんですけれども、どうしても実態として、それほど登録に結びついていない状況もございまして、ですので、次年度は新しい里親候補者の発掘、リクルートのあたりから、里親家庭の長所、課題ですとか、そういったものを把握しまして、あとは個々の里親家庭の課題を解消するための働きかけですとか、あとは里親委託につなげるための初期段階といいますか、マッチングからの支援、あとは委託された後の家庭訪問支援とか、そういった一連のものをお願いするということです。ただ、児童相談所が別に手を引くということでは全然ございませんので、その辺のところは御理解いただきたいと思います。

山田局長：　ちょっと補足説明させていただきますけれども、新しい社会的養育ビジョンが公表されまして、これまでどおりの里親確保の策だと、どうしてもそこまでには追いつかないということで、抜本的にやり方を見直しまして、全国でも里親をきちんと確保できるＮＰＯさんですとか、活動されている団体は数限られているんです。そういった団体を各自治体全てがこれを始めますので、早目に事業者を確保して、一括して委託して、これまでとは違った確保策を進めようということで、今回大幅に増やしたということでございます。過去からの里親に関するやり方自体を全て見直すという形でございます。

岸委員：　２ページの遺児等のグリーフケアのことですが、親と死別（事故などによる障害も含む。）というのは、両親なのか、片親なのかということですね。例えば、これも気をつけて言わなければいけないのですが、思春期の女の子は、父親だけがいてもなかなか対応しきれないことが多くなってきます。そういった方たちのケアなんかも前提とされているかということ。それから、逆に父子関係がうまくいっていない女の子なんかが怪しげな男性に変な形で頼るだとかそういうことで、そういったことを少し視野に入れた形でグリーフケアの範疇をお考えいただければありがたいなということを思っています。意見です。

宮葉課長：　こども家庭支援課でございます。グリーフケアの対象でございますけれども、お父さんまたはお母さんがお亡くなりになった場合、あるいは御両親が亡くなられた場合に、例えばおじいちゃんとかおばあちゃんが養育される場合、そういった方が対象と考えてございます。委員おっしゃられるように、確かにさまざまな状況がございまして、遺児、あるいは家庭によって受けとめ方がさまざま違いますので、その状況に応じてカウンセリングができるような施策ということで考えさせていただいた次第でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項（２）については終わりたいと思います。

報告事項（３）平成２９年度設置認可部会の開催状況について

中澤会長：　次に、報告事項（３）平成29年度設置認可部会の開催状況について、事務

局から説明をお願いいたします。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。お配りしてございます資料５、平成29年度設置認可部会の開催状況についてをご覧ください。

この児童福祉専門分科会の部会で、保育所等の整備を行う事業者の運営や管理、施設などの適格性を審査しております設置認可部会の平成29年度の開催状況につきまして御報告をさせていただきます。

平成29年度は計12回を開催し、51件の審査をお願いし、審査の結果、全て適格との結果となっております。

なお、このうち、１ページの第１回の（２）に記載してございます轟町５丁目国有地に保育所の整備を行う事業者の選定審査については、応募があった２業者を審査し、両事業者を適格とした上で点数の高かった１事業者を選定いたしました。

７ページをご覧ください。２の総整備量でございますが、平成30年４月１日付で２号及び３号認定の認可定員は、認定こども園への移行や認可外保育施設の認可化移行、保育所の新設などによりまして、1,423人分の増となっております。なお、この数字には、施設の増設等を伴わない設置認可部会での審査を要しない定員変更134人増も含んでおります。

また、平成30年５月以降開園予定の施設では59人増の確保を行いました。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、慎重審議いただきまして、誠にありがとうございました。

設置認可部会の開催状況につきましては以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。何か御質問はございますでしょうか。

中谷委員：　２点確認をさせていただきたいと思いますが、非常にたくさんの保育施設を今年度も認可してきました。その中で、現状、他県で保育士が不足していて閉園を余儀なくされた状況等もニュースなどで報道されていましたが、今回、既存の保育施設も含めて、保育士が足らなくて、定員まで子どもを受け入れられない現状が起きているのかどうかということが１点。

もう１点、保育の質というところが非常に懸念される状況があると思うんです。29年度に開園して１年間たった新しい施設の中で、どんなことが問題として起こっているのか。それに対してどういった改善方法がなされたのかということを、30年度もたくさん新設が予定されているようなので、私の審

査員としての質問等にも参考にさせていただきたいので、具体的に何か教えていただけることがありましたらお願いしたいと思います。

岡﨑課長：　幼保運営課でございます。まず１点目の御質問、今回、新規開設園の中で、保育士不足等で定員まで入れられないところがあるのかどうかということですけれども、今まさに最後の利用調整をやっているところでございまして、まだ具体的にここの施設が足りないので受け入れられないというお話はまだ把握はしておりません。

１点目については以上でございます。

五藤担当課長：　２点目につきましてお答えいたします。

実際に保育の現場でどのような問題が起きているのか、そしてその改善についてというところですけれども、巡回等の中で把握していることを御説明いたしますと、まだまだ確実な対応がされていないところも幾つかございます。例えばそれはどういうことかと申しますと、お昼寝中に十分な明るさが確保されていないとか確実なチェックがされていないとか、あるいは水遊び中の監視者の立ち位置が、必ず監視というところをもう１人つけることにはなっているんですけれども、そうしたところの対応がなされていないとかということがございますので、そうしたことにつきましては、巡回の中で確実に指導し、対応ができていない施設につきましては、次回、できるだけ早い時期に再度巡回をして確認し、児童の安全を図っているところです。

山田局長：　補足説明をさせていただきます。我々、保育所が多くなるに従って、市内で歴史のある社会福祉法人さんですとか、そういったきちんとした法人さんが、全国で待機児童解消をやっているものですから、いろいろな事業者が入ってきます。ですから、待機児童解消よりも質の確保に力を入れてやっているつもりですけれども、ほかの都市と違うところは、まず審査段階で非常に厳しい審査をしていることと、それと千葉市独自ですけれども、巡回指導ですね。巡回指導というのは、ただ指導で入りますと、どうしても何かを隠されたりとか、一般的な監査的なものになってしまうんですけれども、むしろ技術指導、技術支援、そういったところに力を置いて、主に小規模ですとか株式中心に回っているということで、質の確保は必ず保っていきたいと考えております。

私が課長をやっていたころは、審査会は年に１回か２回ぐらいだったんで

すけれども、さすがにこの数の決裁が回ってくると、いや、これだけの審査会を回して、これだけの事業者を選ぶというのは、そろそろ事業者もいなくなってくるんではないかという懸念もありまして、来年もまた多くの審査をお願いしますが、質の確保だけには、それとあと研修でございますね。開園してからの研修にかなりうちのほうは力を入れておりますので、審査会での見きわめ、それと開園してからの巡回と職員自体への資質アップをする研修をこれからどんどん厚くしていって、質の確保だけは必ず確保したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中谷委員：　ありがとうございました。先ほど説明の中でどんな問題点があるというところで、午睡中の明るさの確保とかのチェックをしていないというお話の中で、うちの学生も、市内だけではなくて、県内いろいろボランティア、実習等でお世話になるんですが、学生が帰ってくると、お昼寝のチェックを全然していません、それから、お昼寝の時間に先生が誰もいなくなっちゃいます。声近しではないですけれども、そんなことを聞くんです。そうすると、すごく、ああ、大丈夫かなというのをとても気になりまして、うつ伏せ寝だったり、午睡中のチェック漏れによっての死亡事故が、毎年厚労省から発表される死亡件数の中では１位を占めていますので、その辺も含めて、また保育の内容も含めて、ぜひ御指導をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

木村（秀）委員：　意見がダブるかもしれませんけれども、量の確保と質の確保と、重さはどっちが重いかというと、質の確保のほうを重点的にすべきだと思います。先ほどの予算の確保の点でも、新たな保育の質の確保のために巡回指導、もしくは研修体制のことはよくわかるんですけれども、現場の保育園の状況、そして、千葉市民間保育園協議会の会員数の入り方の状況を若干説明させていただきますと、どうしても株式会社立のところは、事前説明で、こういう保育団体がありますから、入ってくださいねと。行政説明に従うところと、いや、うちはそんな団体に入りませんよといって、独自の路線をいく株式会社があるんです。これはとても危険だなと思っていますし、先ほどの資料３の事故検証部会ができることはとてもいいことだなと思っています。

今までの行政説明の中では、巡回指導とか監査室だとか、行政指導の部分があると思うんですけれども、どちらかというと、我々のような保育団体に

きちんと入っていただいて、月に一遍会議なんかに出てきていただいて、行政からの報告といろいろな活動を聞くことを、新しく認可されたところにはそうしてほしいと私どもも思うんです。特に小規模なんかですと、研修にも出せる職員数を確保できないとか、来てほしいところは来なくて、ちゃんとそういう自覚のあるところは､そういうところに参加するのが実態なんです。ですから、行政の指導もさることながら、保育事業体の中の保育団体に入って、自分たちの施設の保育の質を高めようとする。そういった作業を助長していただけるように、応援していただけるような行政だったらいいかなと思っています。

中澤会長：　ありがとうございます。大事なポイントだと思いますので、ぜひサポートしていただければと思います。よろしくお願いします。

何かございますか。大丈夫ですか。行政のほうから、大丈夫ですか。では、今のは貴重な御意見でしたので、ぜひ反映させていただければと思います。

報告事項（４）平成２９年度処遇検討部会の開催状況について

中澤会長：　続きまして、報告事項（４）平成29年度処遇検討部会の開催状況について、事務局から説明をいただきたいと思います。

宮葉課長：　こども家庭支援課の宮葉でございます。平成29年度処遇検討部会の開催状況につきまして御説明させていただきます。失礼ですが、着座にて説明させていただきます。

資料６をお願いいたします。

表紙をおめくりいただきまして、平成29年度児童福祉専門分科会処遇検討部会開催報告をご覧いただきたいと思います。

まず、１の開催日時等でございますが、平成29年度は、６月18日と１月14日の２回、それぞれ児童相談所において会議を開催いたしました。

次に、２の出席者でございますが、佐藤部会長を初め、木村章委員、今田委員、中溝委員、雑賀委員のほか、外部評価に向けた検討につきましては、臨時委員として、水鳥川委員と清水委員に御出席いただきました。

次に、３の審議内容ですが、（１）の議題につきましては、第１回目は、28年度からの継続諮問案件であります一時保護所外部評価に向けた検討につ

いて、第２回目は、引き続き同案件のほか、審議案件の死亡事例の検証について、報告案件の被措置児童等虐待の報告について、審議案件の施設での重大事故検証についてに関し、御審議等をいただきました。こちらの重大事故検証ですが、先ほどの特定教育・保育施設等に関しての御報告がありましたが、こちらは児童養護施設等の社会的養護に関する施設における重大事故に関するものでございまして、処遇検討部会で検証するということでございます。

（２）の内容・部会意見については、第１回目に外部評価試行実施結果報告書の検討を行い、第２回目では、その報告書を受けて、児童相談所が実施した改善の結果に関する調査を行った後に、諮問の答申内容とする報告について決定をいたしました。この内容につきましては後ほど御説明させていただきます。

第２回目の会議では、このほかに虐待が疑われる児童の死亡事例について、処遇検討部会で検証を行うことの決定、児童福祉法に定められた被措置児童等虐待についての報告、社会的養護関係施設での重大事故について、処遇検討部会で検証することの決定をそれぞれ行いました。

なお、裏面には、参考といたしまして、平成28年度における一時保護所外部評価に向けた検討経緯を記載してございます。

続きまして、諮問案件でありました児童相談所一時保護所外部評価について概要を御説明いたします。

次のページは、２月27日付で、上のほうに日付が振ってございますが、こちらは社会福祉審議会委員長から市長への答申の鏡文でございまして、その次のページは、その前段となる処遇検討部会部会長から社会福祉審議会委員長への報告の鏡文となっております。こちらにつきましては千葉市社会福祉審議会運営要綱第３条の規定に基づきまして、部会の議決をもって審議会の議決とさせていただいたものでございます。

その次のページは、１月14日の会議で決定いたしました児童相談所一時保護所外部評価についての報告書となっております。市長からの諮問を受け、処遇検討部会の委員に臨時委員を加えた評価委員会によりまして、外部評価を試行的に実施し、その結果を踏まえ、今後の方向性を取りまとめたものでございます。

まず、１の試行実施結果についてですが、個々の一時保護所職員は、24時間対応で力の限りを尽くしており、児童相談所全体でも可能な限りバックアップを行っているが、一方で、マンパワーや施設・設備の充実とともに、管理体制や職員の資質のさらなる向上、子どもの権利擁護の観点を踏まえたルールや個々の処遇の改善など、さらなる改善の余地と必要性が認められたことから、第１回目の会議におきまして、現状の課題と改善提案について意見の集約を図りました。

この意見を踏まえまして、児童相談所といたしまして一時保護所の改善に取り組みましたが、その状況につきまして、第２回目の会議で確認を行い、試行実施結果報告書として取りまとめを行いました。

概要につきましては、おおむね良好な改善が確認できましたが、特にマンパワーや施設・設備については、子どもの権利を擁護し、質の向上を図るため、市全体として改善を図られるよう求めるというものでございます。

次に、２の今後の外部評価の方向性についてですが、このたびの試行的な外部評価の実施方法はおおむね適正であり、今後は第三者評価基準等の策定を検討している国の動向を注視するとともに、継続的な実施に取り組まれたいというものでございます。

次に、３の試行実施結果報告書につきましては、別紙として次ページ以降に添付してございますが、時間の関係もございますので、本日は説明を割愛させていただきます。お時間のあるときに御一読いただければと存じます。

説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

では、報告書を読ませていただきたいと思います。

佐藤委員：　今回、この試行にかかわらせていただいたんですけれども、大変意味のある取り組みだったと私は思っております。一時保護の御担当の先生方も含めて、本当に前向きにこれは御検討いただきまして、この報告書の具体のほうを御確認いただけますとわかりますけれども、本当に多くの点が改善されました。もちろん最終的にはマンパワーの問題が非常に大きいだろうなと思うんですけれども、今回の予算措置の中で37人から42人まで居室を確保していただくような具体的な動きも持っていただきましたし、今後、今回の試行を

踏まえて、本格実施に向けて、また検討を深めていけたらなと思っております。

中澤会長：　ありがとうございます。報告書をじっくり読ませていただきながら、また次の評価があると思いますから。

山田局長：　今回の児童相談所の一部保護の外部評価につきましては、児童相談所は、マンパワーだけではなくて、ハード面、そして職員の質の向上、かなりスピード感を持ってやっていかないといけないということで、外部評価も国の指針が出る前にやらせていただきました。

今回、これでかなり改善点というか、問題点が、かなり閉鎖された施設ですので、外の方の目が入ることは非常に意義があることだと思っておりまして、このまま継続していくのと、次の実施計画でそもそものマンパワーを含めた体制強化と施設の改善に努めてまいりたいと思っております。計画の中には入れさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

小野委員：　一時保護のことに関してです。これは児童相談所の中の一時保護所のことだと思うんですけれども、里親自体に一時保護として子どもを預けられる場合があるんです。そのときに、一応法律では２カ月までというあれがあるんですけれども、今までの例で、改善はされましたが、２年に及ぶ一時保育で一時委託というのがあったので、そういう場合に、私たちはどこに訴えていったらいいのか。そこのところは審議会とか、そういうところで検討していただけたらという気持ちはございます。

山田局長：　今の２年のケースですけれども、そのお子さんの親が子をやはり引き取りたい、やはり無理だ、やはり引き取るとなると、病状が悪くなったということで、我々の判断も遅くなったことは否めないところでございます。その件につきましては、一時的には所管している児童相談所であり、全体を所管することも家庭支援課のほうに言っていただいて、そこに構造的な問題がある場合であれば、我々はここの審議会にかける感じでどうでしょうか。

小野委員：　そこのところはしっかりと話を聞いていただいて、里親ということもあるんですけれども、子どもの精神的な部分を私は考えていただきたいんです。１カ所のところに２年もいますと、親子関係ができてしまいますので、そこのところは､年齢に応じた対応をとっていただきたいとお願いしたいんです。

山田局長：　原則は、それでもちろんいくんですけれども、親の精神疾患であったりで

すとか、児童相談所のケースで、ケース・バイ・ケースでかなり難しいケース。まさに今回は複雑困難ケースなんですけれども、原則はそれを守るようにいたしますが、本当に想定外のこういったのがあるのかという場合によって、審議会に諮らせていただくという形で御提案したいんですけれども、いかがでしょうか。

小野委員：　ぜひお願いいたします。

山田局長：　それをオープンな形で。

小野委員：　そうですね。オープンにしていただきたいです。

中澤会長：　ありがとうございます。そういう場合の対応が明らかになりましたので、今後、ここでやらせていただければと思います。貴重な意見をありがとうございます。

あとはよろしいでしょうか。

議題　（２）里親認定の適否について【非公開】

報告事項（５）里親の辞退について【非公開】

その他

中澤会長：　続きまして、次第の４、その他ですが、事務局から御連絡等はございますでしょうか。

始関課長：　こども企画課、始関でございます。

児童福祉専門分科会の平成30年度の開催予定につきまして御説明させていただきます。

平成30年度につきましては10月と３月の２回の開催を予定してございます。あくまでも現時点での予定でございますので、今後変更する場合もございますが、あらかじめ御了解いただきますようお願いいたします。議題といたしましては千葉市こどもプランの進捗状況などを予定しております。

委員の皆様におかれましては、今年度、里親認定の適否のほか、千葉市こどもプランの平成28年度進捗状況などに関しまして御審議いただき、本市の児童福祉の推進に御尽力を賜りましたことを改めまして御礼申し上げます。また、来年度も引き続き皆様の専門的な知識に基づいた意見を賜りますようお願い申し上げまして、説明は以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは最後に、委員の方々、何か御意見等がございましたらお願いいたします。

木村（秀）委員：　児童福祉専門分科会で意見として申し上げる事柄かどうかはちょっと疑わしいんですが、保育現場の保護者間の意見というのが１つありまして、それは何かといいますと、入所に関することでありまして、兄弟が入所を希望したときに、別々の保育所に入るという事柄なんです。

保護者からの要望は、お兄ちゃんが入っているところに妹を入れたかったんだけれども、審査結果、こういうふうになってしまったという例が非常に多く見られまして、それには、お兄ちゃんが、お姉ちゃんがもう既に入っているということは、入所要件を満たしているんです。ところが、点数とかいろいろな大人の都合で別々のところで過ごしてしまう。これは保育の、要するに子育ての現場からすると、これは絶対に一緒に保育をさせたほうがいいという判断は当たり前のことですが、例えば中学へ、この子は公立へ行かせて、下の子は私立に行かせる。それは親御さんとかその家の選択だと思いますけれども、少なくともゼロから小学校前のお子さんの兄弟での育ちは、できるだけ同じ保育園で育ったほうがベターだろうと思います。

大人の都合というのは点数の問題ですから、兄弟加算をたくさんにしてあげれば、兄弟で同じ保育園に入れるんじゃないかなと考えています。それは、例えば市の施策で、保育士の御両親の場合は、入所が優先的に入れる。入所が確保できるという配慮が大人の配慮としてできるわけですから、どうか子どもたちの育ちの、兄弟を同じところで育ててあげるという保育環境は、大人側が確保してあげていただきたいのが児童福祉専門分科会での意見でございます。

中澤会長：　そのように言われております。何かありますか。よろしいですか。

岡﨑課長：　幼保運営課でございます。実は今のお話、非常に難しい問題でございまして、確かにおっしゃるとおり、今、兄弟同時に入所を希望された場合は最優先ではなくて、加点という形になっています。プラス３点ということになっています。ただ、これだけ入所待ちが多いような状況の中で、なかなか一緒になれないようなことも発生しているのは事実でございます。

これはなかなか難しい問題でございまして、各家庭で保育の必要性である

とか、あるいは緊急性、それがさまざまある中で、どういう事情に優先順位をつけたらいいのかというのが非常に難しいことになってございます。例えば、その点をちょっと変えるだけでも、逆に不利益をこうむってしまう家庭もあるということもあるんです。ただ、木村先生、今おっしゃったように、同じような意見はたくさんいただいておりまして、この部会でもそういった御意見が出たということで、今後、より適切な選考基準になるように検討は続けていきたいと思っております。よろしくお願いします。

中澤会長：　ありがとうございました。ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定しておりました議題等は以上で終了になります。おかげをもちまして円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

髙木補佐：　それでは、以上をもちまして平成29年度第２回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

なお、千葉市こどもプラン、資料２及び資料７の里親に関する資料につきましては、そのまま机の上に置いたままお帰りいただきますようにお願いいたします。

それでは、長時間にわたる審議、委員の皆様方、ありがとうございました。

以上